

隠岐の島町福祉医療費助成制度（ひとり親家庭）のご案内

（R 8. 5 版）

制度の内容

助成対象者の医療費自己負担の一部を助成します。（保険適用外の費用や、入院時の食事代は助成対象外です）

対象となる方（所得制限あり）

ひとり親の家庭（18歳未満又は高等学校第3学年までの児童を養育する配偶者のない者及び児童）で前年の所得税が非課税の世帯の方（所得税非課税の判定は、H22年度税制改正前の扶養控除を加えた旧税額で行います。）

申請の手続き

隠岐の島町役場保健福祉課または、各支所、出張所の窓口に交付申請書（必要書類添付）を提出してください。審査後、助成対象の方に福祉医療費医療証（資格証）を交付します。

資格の更新手続き

福祉医療費医療証（資格証）は毎年資格更新の手続きが必要です（更新日10月1日）。提出いただいた更新申請書（必要書類等添付）に基づいて資格を判定し、助成対象の方に医療証（資格証）を交付します。

申請（交付・更新）に添付が必要なもの

- ・申請者及び対象児童の加入医療保険情報がわかるもの（資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせ等）
- ・申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など官公署等から発行された顔写真付きの証明書）
- ・戸籍謄本（該当者のみ。養育者、ひとり親であることが確認できない方など。）
- ・その他必要な書類

医療費の自己負担額

原則1割負担で、負担区分による限度額があります。
※院外処方の薬代や補装具、訪問看護（医療保険適用のものに限る）などの自己負担はありません。

負担区分と負担限度額（1ヶ月1医療機関あたり）

負担区分	負担限度額	
	入 院	通 院
一般の方	20,000円	6,000円
低所得の方	2,000円	1,000円

※低所得の方は、住民税非課税世帯

福祉医療証（資格証）の使い方

（１）県内

医療機関（病院・診療所・薬局など）の窓口にて、加入医療保険情報がわかるもの（マイナ保険証、資格確認書）と福祉医療証を提示してください。

ほかの医療費助成制度の医療証（こども医療証など）をお持ちの方は、必ず合わせて提示してください。

（２）県外

県外の医療機関では、原則、福祉医療証（資格証）が使用できません。

医療機関で医療費をお支払いいただき、福祉医療証（資格証）との差額は還付請求をしてください。

※ 福祉医療証（資格証）の提示漏れなどによる福祉医療証（資格証）との差額がある場合も還付請求をしてください。

※ 鳥取県・山口県・広島県の医療機関の一部では、福祉医療証（資格証）が使用できます。

届け出が必要なとき

次のような時は必ず届け出をしてください。届け出には（ ）のものがが必要です。

①氏名が変わったとき（福祉医療証）

②住所が変わったとき（福祉医療証、賃貸の場合は住居確認書類）

③加入している医療保険が変わったとき（福祉医療証、加入医療保険情報がわかるもの）

④紛失などにより医療証の再交付を受けるとき（本人確認書類）

⑤転出や婚姻（事実婚）などにより受給資格を喪失したとき（福祉医療証）

⑥交通事故にあったとき（福祉医療証）

※ 世帯構成に変更があった場合、届け出により負担限度額が変更になる場合があります。その際にご相談ください。

※ 転出や婚姻などにより受給資格が喪失した場合や、学校内での怪我による受診の場合は、福祉医療証は使用できません。使用した場合は医療費助成額をお返しいただくことになります。

※ 第三者行為（交通事故などの他人の行為による怪我や病気）による受診の際は、福祉医療証を使用しないでください

医療費の還付について

還付請求の期限は、領収日から２年以内です。請求の際は、次のものをお持ちください。

①領収証（受診者氏名、受診機関、保険診療点数、自己負担額、領収印等の記載があるもの）

②福祉医療証（資格証）

③口座番号のわかるもの（通帳、キャッシュカード等）

④医師の診断書や確認書類（治療用装具、療養費の場合）

※健康保険等から附加給付がある場合は、支給明細など給付額がわかるものがが必要です。

お問い合わせ

隠岐の島町 保健福祉課 地域福祉係

電話：08512-2-8561

FAX：08512-2-6630